

PCB 廃棄物の適正な処理の推進について

1. 高濃度 PCB 廃棄物について、処分期間と計画的処理完了期限の違いを教えてください。

「計画的処理完了期限」とは、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて、処理完了の期限として設定されました。一方で、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易ではないことから、平成 28 年の法改正において、計画的処理完了期限よりも 1 年前の時点で「処分期間」を設定し、処分期間の末日までの処分委託等を義務付けております。

2. 処分期間が終了した地域の事業場で高濃度 PCB を発見した場合、どうすればよいですか。罰則等を受ける可能性はあるでしょうか。

処分期間後に処分委託を完了していない高濃度 PCB 廃棄物が発見された場合、法令違反状態になります。一方で、PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、現時点において JESCO における処分は可能ですので、万が一、発見された場合は、直ちに地域の地方環境事務所及び自治体に連絡してください。

その後、処分委託が完了すれば法令違反状態は解消されます。しかしながら、速やかな処分委託が実施されず、行政処分（改善命令）を経ても処分委託が実施されなかった場合は罰則の対象となります。そのため、発見次第速やかな連絡をお願いいたします。

3. 処分期間内に処理委託が完了した状態で、実際の搬出が処分期間後となった場合は法令違反になるでしょうか。

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定める処分期間末までに JESCO と処理委託契約を締結していることが義務付けられています。処分期間内に処分委託契約を締結している状態であれば法令違反には該当しません。

4. スtockホルム条約は PCB 濃度 50ppm 以上が対象ですが、0.5～50ppm のものについても処分が必要でしょうか。

PCB はStockホルム条約において、残留性有機汚染物質（POPs）に指定され、国際的に協力して廃絶、使用制限、削減に向けた取り組みが行われています。Stockホルム条約では 50ppm が国際的な基準となっていますが、日本においては PCB 濃度が 0.5ppm を超えるものを PCB 廃棄物および PCB 使用製品と法で定め、必要な体制を整備し、確実かつ適正な処理を進めています。

5. 微量 PCB の混入の可能性を否定できない安定器はすぐに処理すべきでしょうか。すぐに処理ができない場合、いつまで保管しておけば良いでしょうか。

微量 PCB の混入が否定できない安定器については、無害化処理認定施設にて処理ができるよう、技術的な検討を進めているところです。処理可能となった時点で早急にご案内させていただきますので、現時点でお持ちの方は処分方法が確定するまで保管いただくようお願いします。

6. PCB の有無を確認するために安定器を分解してもよいでしょうか。

廃安定器の分解・解体は原則禁止ですので、ご自身で分解しないようお願いします。詳しくは以下の通知をご確認ください。

[ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について（通知）（平成 26 年環境廃産発第 14091618 号）](#)

PCB含有電気工作物（電気事業法）について

7. 低濃度PCBを含有する電気工作物は電気事業法の届出が必要でしょうか。

電気事業法で定める電気工作物について、低濃度のPCB含有電気工作物であることが判明した場合は、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書を遅滞なく提出することが必要です。

8. 撤去して保管している自家用電気工作物が低濃度PCB含有電気工作物と判明した場合、電気事業法の届出は必要でしょうか。また、既に廃棄処理が完了しているものや、非自家用電気工作物についても届出対象となるのでしょうか。

撤去した時点で使用製品(PCB含有電気工作物)には該当せず、廃棄物となりますので電気事業法における届出は不要です。すでに廃棄処理が完了しているもの、自家用電気工作物に該当しないものも電気事業法の届出は不要です。PCB特措法に基づき、届出を実施下さい。

9. 使用中の低濃度PCB含有電気工作物はいつまでに廃止、処分をしなければいけないでしょうか。

現時点では使用製品について、電気設備の技術基準では期限の定めがないため、低濃度PCB廃棄物の処分期間後の使用は禁止されていません。なお、今後PCB特措法に基づく低濃度PCB使用製品に係る規制の見直しの動きに合わせ、廃棄物行政と電気保安行政と連携して取り組むこととしており、電気設備技術基準の見直しをおこなう可能性がございます。

10. 使用中の低濃度PCB含有電気工作物を廃止し、新たに機器の交換が必要となりました。補助金制度はあるでしょうか。

現在、機器更新にかかる費用を含め、低濃度PCB含有電気工作物に関する補助金制度は設けておりません。

照明器具安定器の適正処理について

11. PCB不使用の機器とは微量PCB汚染もされていないものでしょうか。

安定器については、一部の例外を除き微量PCBの汚染は確認されておりません。詳細は[説明会資料](#)をご確認ください。

12. 安定器について、ラベルが剥がれているなど、銘板情報からPCB不使用と判断できなかった場合、どのように処理すればよいでしょうか。

銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、そのPCBの使用・不使用の判別結果に準じて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合はPCB使用安定器として適切に取り扱い、JESCOに処分委託するようにしてください。

高濃度PCB廃棄物の処理委託手続きについて ～JESCO への処理委託時に必要な手続き～

13. 指定容器の割引が適用されるのはどのような廃棄物でしょうか。その割引はいつまで適用されますか。

JESCOが行っている指定容器割引は、安定器等・汚染物を当社が指定する容器（JIS Z 1600 規格相

当品)を用いて搬入を行う場合に適用する割引制度となります。

なお、現時点では、当社が処理を行う期間内に当該制度を終了することは予定しておりません。

14. 中小企業者の処理費用の軽減制度について、軽減率を教えてください。

処理対象物、処理委託契約締結の時期、対象者の区分等により、軽減率は異なりますので、[JESCOのHP](#)をご確認ください。

低濃度PCBの調査および適正処理について

15. PCB不使用の機器とは微量PCB汚染もされていないものでしょうか。

本説明会においては製品にPCBを意図して使用していないことを意味して「PCB不使用の機器」と表現しております。非意図的に微量PCBに汚染させている機器の取り扱いについては、[説明会資料](#)をご確認ください。

16. 賃貸ビルでPCB含有機器が発見された場合、処理責任者は誰になるのでしょうか。

その事業活動に伴って保管している事業者が処理の責任を有します。例えば、賃貸ビルの備え付け設備としてPCB含有機器が設置されている場合は、ビルの所有者が保管事業者になり得ますが、賃貸ビルにテナントとして入った事業者がPCB機器を取り付けた場合は、テナント事業者が保管事業者になり得る等、個々の経緯等にもよります。ご不明な場合はHPに記載の[問い合わせ先](#)へご相談ください。

17. 低濃度PCB廃棄物をみなし処分する場合、各種届出のタイミングはいつでしょうか。

低濃度PCB廃棄物として見なして廃棄する計画を立てられた段階で、低濃度PCB廃棄物の届出をしてください。

18. メーカーに問い合わせても、古すぎてPCB汚染されているか不明と回答された場合、どのように対応すればよいですか。

PCB含有の有無がわからない場合には、分析をお願いいたします。

封じ切り機器や小型変圧器等は、銘板情報などから高濃度PCBに該当しないことが明らかであれば、分析値がなくても低濃度PCB廃棄物として処分が可能です。

19. 変圧器で油の入れ替えをしている場合は、必ず分析が必要でしょうか。

PCBに汚染されていないことが確認できないのであれば、分析をお願いいたします。

20. 電子回路(基板)についているコンデンサーはPCB汚染されている可能性がありますか。

基板上に設置されているコンデンサーのうち、構造上、絶縁油が使用されていない乾式コンデンサー、アルミ電解コンデンサー、フィルムコンデンサー、セラミックコンデンサー等にはPCB汚染の可能性はありません。

21. ニチコン製のコンデンサーは2004年3月に製造されたものまで、PCB汚染を否定できないということですが、非自家用電気工作物(低圧コンデンサー)も対象に含まれますか。

ニチコン製コンデンサーについては、平成3年以降のものでPCB汚染の報告があったため、処分前の分析をお願いしています。処分前の分析をお願いしている機器には、非自家用電気工作物(低圧コンデンサー等)も含まれます。

なお、ニチコン社では汚染可能性がある機器の対象期間等の調査中であり、1990年から2004年3月までに生産された機器のPCB分析結果を収集しております。詳しくは[ニチコン社HP](#)をご確認ください。

22. 低濃度PCB機器の可能性のある機器で、同じ型式のものを複数台保有しています。1台を調査して他の機器も同じと見なして良いでしょうか。

同じ型式であっても、個別の機器情報や設置状況等を鑑みながら判断する形になります。HPに記載の[問い合わせ先](#)へご相談ください。

23. 1991年以降に製造されたコンデンサーについて、通常の産廃として処理委託した際に、分析を求められました。分析は必要でしょうか。

コンデンサーについては、1991年以降の製品については、一部メーカーの機器を除き、PCBは含有されていません。引き続き使用するか、通常の産業廃棄物として適正に処理いただくことをお願いしています。

対象時期以降の汚染なしとされている製品であっても分析が求められているという課題については、検討のうえ改善に努めて参ります。

24. 低濃度PCB廃棄物を処理施設に自社で持ち込んでもよいでしょうか。

事業者は、自ら低濃度PCB廃棄物の運搬を行う場合には、ガイドラインや廃棄物処理法における特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければなりません。所管自治体等へ事前に十分にご相談をお願いします。

25. PCB含有塗膜について、「PCB含有塗膜調査の実施要領」で示されている期間、施設以外の施設は調査しなくてもよいでしょうか。

実施要領では、過去の調査結果等に基づき、PCB含有塗膜の使用の可能性が高いものを調査対象施設としてお示ししております。現時点では記載の施設以外は調査対象としておりません。

課電自然循環洗浄法について

26. 課電自然循環洗浄は、許可をもつ事業者でないと実施できないでしょうか。また、実施にあたり気をつける点がありますか。

特別な資格は必要なく、対象機器の取り扱いに習熟した方であれば実施可能ですが、抜油作業の際には電気主任技術者及び特別管理産業廃棄物管理責任者双方の監督のもとで行っていただくよう、手順書に記載しております。